字尾頭山国有林
一〇八林班い小班　十一号、十二号及び十五号から二十八号まで
一〇八林班ろ小班　二十九号から五十八号まで

○国土交通省告示第二百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芹沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十号を昭和六十二年建設省告示第千三百二十二号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線及び平成十四年国土交通省告示第百六十五号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢
字次郎岳国有林
一三二林班ち[3]小班　一号から四号まで及び十一号から十四号まで
一三二林班ち[4]小班　五号及び六号
一三二林班り小班　七号
一三二林班る小班　八号から十号まで
一三二林班よ小班　二十七号
一三二林班か小班　二十八号から三十二号まで、三十九号、四十号及び四十五号
一三二林班た小班　三十三号から三十八号まで
一三二林班れ小班　四十一号及び四十二号
一三〇林班う[1]小班　四十六号及び四十七号
一三〇林班な小班　四十八号から五十二号まで
一三〇林班や[1]小班　五十三号から六十四号まで
一三〇林班つ[1]小班　六十五号、六十六号及び七十二号から八十五号まで
一三〇林班ね[4]小班　八十六号から九十号まで
字小豆沢
四二八番一　十五号から二十六号まで
四八三番　四十三号及び四十四号
四八二番　六十七号から七十一号まで

○国土交通省告示第二百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大事沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十六年国土交通省告示第七百六十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線、平成五年建設省告示第二千三百二十七号で指定した同号三に掲げる土地の境界線及び昭和三十一年建設省告示第三百五十五号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市野門
字富士見山国有林
五一林班ろ[1]小班　一号から六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱七号と二十一号を平成十六年国土交通省告示第七百六十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線、平成五年建設省告示第二千三百二十七号で指定した同号三に掲げる土地の境界線及び昭和三十一年建設省告示第三百五十五号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市川俣
字鬼怒沼国有林
五〇林班わ[2]小班　七号から二十一号まで

○国土交通省告示第二百七十九号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四五九号	池田　匡孝	東京都	令和七年三月十八日	東京湾水先区

○東北地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市古川駅前大通二丁目一五六番から同市古川駅前大通二丁目一四三番まで	前	一四・〇〇～二一・七九メートル	〇・〇八〇〇キロメートル
	後	一四・〇〇～二九・六二メートル	〇・〇八〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	大崎市古川駅前大通二丁目一五六番から同市古川駅前大通二丁目一四三番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月三日

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市わかば一丁目六番二から同市わかば二丁目一番一まで	前	一七・三五～三一・〇〇メートル	〇・〇八〇〇キロメートル
	後	一七・三五～三一・二二メートル	〇・〇八〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所